

うきは市下水道等排水設備写真管理基準

(適用範囲)

1 この基準は、下水道及び合併浄化槽にかかる排水設備の工事写真の撮影に適用する。

(工事写真の撮影基準)

2 工事写真撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影は、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判別できるよう被写体とともに写しこむものとする。

施主名又は施設名

工種名

位置

指定工事店名

なお、小黒板の判読が困難な場合は、写真帳余白に必要事項を記入し整理する。

特殊な場合で市職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の色彩)

3 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

4 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。

(2) 市職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

5 工事写真帳はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

6 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳を一部提出する。

(2) 工事写真帳には表紙をつけ、工事箇所名、指定工事店名その他の必要事項を記載すること。

(3) 工事写真帳の整理については、工事全体の流れがわかるよう、工種ごと

に工事過程（着手前、施工状況、完了等）が容易に把握できるように整理するものとする。

- (4) 全景で撮影（全景で撮影できない場合は分割）した「着工前及び完成写真」については同一方向から撮影した写真を写真帳見開きに対比できるように整理すること。

（留意事項）

7 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項に留意するものとする。

- (1) 撮影時期等、撮影頻度が工事内容により不適切な場合は、市職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる部分については、寸法等が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合は、写真帳に見取り図等を添付すること。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、本基準を準用し、着手前、施工状況、完了等の写真を整理するものとする。

（協議）

8 この基準に定めのないものについては、市職員と協議のうえ行うものとする。

（施行時期）

9 この基準は令和2年5月1日から施行する。

撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影時期	撮影箇所	備考
着工前 ・完成	1.着工前	着工前	上流・下流から各1回	全景が1枚に収まらない 場合は数枚にわけ
	2.完 成	完成時	上流・下流から各1回	
屋 外 排 水 設 備	1.管布設	布設完了	最下流・中間・最上流各1回	
		継手設置状況	各箇所	特殊継手を使用した場合 のみ
	2.樹設置工	完了	全箇所(複数個撮影でも可)	屋内排水管との接続状況 が判断できるよう撮影
	3.公共樹接続	着手前	接続箇所	
		完了	〃	
	4.便槽(浄化 槽)処理	着手前	各箇所	
		消毒状況	〃	
		穴あけ状況	〃	
		埋込み又は撤去完了	〃	
	5.足洗場	着手前	〃	
		土砂溜設置完了	〃	
		撤去完了	〃	
	6.量水器設置	着手前	〃	
		据付完了	〃	

注) 次のものを設置した場合は、着手前、材料検収、設置完了を写真撮影し、工事写真帳に追加整理すること。

除害施設(阻集器等) ディスポーザ 集合配管システム 通気管